

# 松江市 報道提供資料

令和7年11月17日

## 件名

「松江市過疎地域持続的発展計画（案）」パブリックコメント（意見募集）について

## 目的

過疎地域において、過疎地域の脱却、持続可能な地域づくりに取り組んでいる前期計画である「松江市過疎地域持続的発展計画（令和3年～7年度）」が令和7年度で計画期間の終了を迎えます。

今後5年間の後期計画として、「松江市過疎地域持続的発展計画（令和8年～12年度）」策定について、市民の皆様にお示しし幅広いご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

※過疎地域（鹿島町、島根町、美保関町）

## 内容

- 1 意見募集期間：令和7年11月17日（月）～令和7年12月16日（火）
- 2 掲出・閲覧場所：
  - 市ホームページ
  - 市役所本庁舎3階（総務課内行政資料コーナー）
  - 各支所
  - 公民館（鹿島町、島根町、美保関町）

## 【問い合わせ】

政策部 地域政策課 担当：柏木 電話：0852-55-5058

# 「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」に対する パブリックコメント(意見募集)実施要項

松江市政策部地域政策課

## 1 趣旨

令和3年4月に施行された法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、鹿島町、島根町、美保関町が過疎地域に指定されました。過疎地域には、豊かな自然や文化等の地域資源がある一方、人口減少や少子化・高齢化といった全市共通の課題に加え、過疎地域特有の課題も多くあります。

令和3年4月に前期計画である「松江市過疎地域持続的発展計画(令和3年~7年度)」を策定し、過疎地域の脱却に向けた事業を実施し、持続可能な地域づくりに取り組んできましたが、令和7年度で計画期間が終了を迎えます。

この度、今後5年間の後期計画として「松江市過疎地域持続的発展計画(令和8年~12年度)」策定について、ご意見を伺うものです。

## 2 意見募集期間

令和7年11月17日(月)から令和7年12月16日(火)(必着)

## 3 意見募集に関する資料

- ・意見募集の実施要項
- ・「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」の概要
- ・「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」[本文]
- ・意見提出書

## 4 掲出・閲覧場所

- 「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。
- 市ホームページ
  - 市役所本庁舎3階(総務課内行政資料コーナー)
  - 各支所
  - 公民館(鹿島町、島根町、美保関町)

## 5 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。なお、これらの方によりがたい場合は、下に記載しているお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・しまね電子申請サービス
- ・郵送もしくは持参
- ・ファクシミリ
- ・電子メール

※宛先・送信先は下に記載

・意見を提出される際は、ご意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあっては、名称、所在地)をご記入ください。

・様式は問いません。参考に様式「意見提出書」を添付しています。

## 6 お寄せいただいた意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、本計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。  
その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表いたしません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

## 7 お問い合わせ先・ご意見の提出先

松江市政策部地域政策課(担当 柏木)

郵便番号 690-8540 松江市末次町 86

電話:0852-55-5058

ファクシミリ:0852-55-5535

電子メール:chiiki-s☆city.matsue.lg.jp

(スパムメール防止のため「@」を「☆」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。)

# 「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」の概要

## 過疎地域持続的発展計画とは

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「過疎法」という。)に基づき過疎地域が持続可能な地域づくりに取組むために松江市が策定する計画です。
- 過疎地域の現状と課題、その対策の方針と事業を分野別に記載し、過疎脱却に向けた地域づくりを総合的かつ計画的に実施していくための計画です。
- 過疎法は、10年間の时限法であり、計画期間は、前期計画5年間(令和3~7年度)、後期計画5年間(8~12年度)で、今回策定する計画は、後期計画です。
- 計画は議会の議決を経て定める必要があり、令和8年2月市議会で提案予定です。
- 計画に基づく事業を実施する場合には、国の支援措置が受けられるものがあります。

## 計画概要

### 基本方針

#### 将来ビジョン

豊かな自然や歴史・文化を有する過疎地域の魅力を生かし、  
住民自らが暮らしやすく、将来も住み続けることができるまち

- 安全・安心で暮らしやすい地域づくり
- 魅力的な地域づくりによる関係人口・移住人口の創出
- 地域資源を最大限活用した個性豊かな産業の魅力化
- 協力・連携で取り組む地域づくり

### 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年(後期計画)

### 分野別計画

#### ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ..... 19

【概要】移住定住者等多様な人材確保や、地域社会の担い手育成等について記載しています。

【項目】移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### ②産業の振興 ..... 21

【概要】農林水産業、商工業及び観光について、地域の特性に応じた産業振興の方針について記載しています。

【項目】農業、林業、水産業、商業、工業、観光又はレクリエーション

#### ③地域における情報化 ..... 38

【概要】地域の情報通信基盤の維持継続の取り組み、住民生活の利便性の向上について記載しています。

【項目】地域の情報化、行政手続きのオンライン化

④交通施設の整備、交通手段の確保	39
〔概要〕各地域の市町村道・林道や、バス等の交通手段を提供する方針について記載しています。	
【項目】道路、公共交通	
⑤生活環境の整備	45
〔概要〕水の確保、汚水及び廃棄物の処理等、快適な生活環境を守るための方針について記載しています。	
【項目】水道施設、汚水処理施設、不法投棄及び海岸漂着ごみ対策、消防・防災	
⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	50
〔概要〕子育てサービスや介護・障がい者サービスの確保等に関する方針を記載しています。	
【項目】児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉	
⑦医療の確保	56
〔概要〕必要な施設、医療の確保、医療機関の協力体制等に関する方針について記載しています。	
⑧教育の振興	59
〔概要〕公立小中学校の施設や体育施設等の整備、通学支援等、教育の充実に関する方針について記載しています。	
【項目】教育内容と教育環境の充実、生涯学習の推進と青少年の育成	
⑨集落の整備	65
〔概要〕集落の整備や、集落支援員の配置等について記載しています。	
⑩地域文化の振興等	68
〔概要〕過疎地域の多様な文化の保存や担い手育成等について記載しています。	
⑪再生可能エネルギーの利用の増進	71
〔概要〕再生可能エネルギーの推進のための方針を記載しています。	

## 今後の予定

- ・11月17日(月)～12月16日(火) 意見募集(パブリックコメント)
- ・11月中旬 島根県への事前協議
- ・12月下旬 意見に対する市の考え方の公表
- ・2月下旬 市議会
- ・3月下旬 計画策定(予定)